## 主 文本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は、記録に綴つてある弁護人岡林靖及び同武田博作成名義の各控 訴趣意書に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

弁護人岡林靖の控訴趣意第一点について。

所論は、原判決には理由不備の違法があると主張し、殊に他人の物の占有者がその物の返還債務の履行期到来以前に本人に対しその物が存在しない旨不実の告知をしても、履行期到来後意思を飜して本人に占有物を返還することがあり得るから、履行期到来前の不正領得の意思の発現は未だ不正領得の結果の発現を伴わないのであり、したがつて、右意思の発現をとらえて犯罪の実行には着手したとは言えても未遂の段階に過ぎないことは明らかであるに拘らず、原判決はその判示セメントの返還債務の履行期の到来の有無につき判示を欠いでいるから業務上横領罪の既遂の判示としては理由不備であるというのである。

よつて、按ずるに、横領罪は他人の物の占有者かその物を不正に領得することに より成立するのであつて、不正領得の意思がその犯意であり、不正領得の実現がそ の犯罪行為であることは所論のとおりである。そして、およそ、業務上横領罪の成 立に必要な横領行為があつたというためには、業務上占有する他人の物を自己の物として不正に領得する意思があると認められる外部行為を実行しただけで足り、必 ずしもその目的物に対し消費、交換もしくは贈与等の処分行為をなすことを必要としないと解すべきであり(明治四三年一二月二日大審院判決参照)、したがつて、業務上横領罪の罪となるべき事実として判示すべき事実も右要件を充足すれば十分 であるというべきである。さて、原判決が罪となるべき事実として説示していると ころによると、被告人が、業務上占有中の愛媛県所有のセメントニ九一袋を不正に 領得する意思をもつて同県の出先機関であるA土木事務所の職員に対し、右セメン トが北宇和郡a町大字b所在の実行組合倉庫等に保管されているに拘らず残存して いない旨申向け、爾後所有者たる愛媛県のためではなく自己のために占有を継続し た趣旨の判示をしていることが窺われるのである。なる程、原判示会社の愛媛県に 対する本件セメントの返還債務の履〈要旨第一〉行期が原判示の犯行当時到来していなかつたことは後記説示のとおりであるけれども、前示のように被告人が〈/要旨第 ->不正領得の意思をもつてA土木事務所職員に対し不実の告知をしたことにより、 被告人は爾後愛媛県のために占有を継続するのではなく自己のために占有を継続す るものであることが外部から客観的に看取できるのであつて、右所為はとりもなお さず不正領得の意思の発現行為すなわち横領行為そのものであるというべく がつて、所論の不正領得の結果は既に発生したことに帰し後日履行期到来後飜意し て占有物を返還するのは被害の弁償に外ならないから、原判決が所論の履行期の到 来の有無を判示することは毫も必要のないことである。これを要するに、原判決が 前示の趣旨の判示をしている以上、業務上横領罪の事実摘示として何等欠ぐるとこ ろはない。論旨は理由がない。

弁護人岡林靖及び同武田博の事実誤認の各控訴趣意について。

よつて、刑事訴訟法第三九六条により、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三野盛一 裁判官 木原繁季 裁判官 伊東正七郎)